

事務所:
台灣10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 · Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 · Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際専利法律事務所
© 2019 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News 2019年1月号(J233)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 行政院が専利法一部条文改正案を可決
- 02 太平洋 SOGO 商標権紛争、台北地方裁判所が太平洋崇光公司董事長に無罪判決
- 03 「誠品」商標を広告に掲載、広告主に179万余新台湾ドルの賠償命令
- 04 公平法違反で350万新台湾ドルの課徴金、大潤発が行政訴訟で敗訴
- 05 清華大学が驚異のナノアンテナを開発、高効率で水から水素エネルギーに転換

台灣知的財産権関連判決例

- 01 専利権関連
専利法第99条「立証責任の転換」適用の前提要件

今月のトピックス

J181228Y1

J181227Y1

01 行政院が専利法一部条文改正案を可決

国による経済法規の緩和に合わせ、また国際規範の調整に対応し、審査の実務作業を整備するため、行政院会議は2018年12月27日に「専利法^{*}」一部条文改正案を可決し、立法院の審議へ送った。その中で意匠権の存続期間が現行の12年から15年に延長されており、わが国のデザイン業を発展させる一助となるだろう。

経済部によると、今回の「専利法」一部条文改正案は合計17条あるという。その改正の要点には、許可査定後における分割出願の適用範囲と期間の拡大、無効審判審理機能の向上、実用新案の訂正請求期間の制限と実体審査への変更、意匠権の存続期間の延長、専利ファイル(包装書類)保存期間の改正、その他法制の健全化に関する事項及び経過規定が含まれる。(2018年12月)

(* 専利法は特許法、実用新案法、意匠法に相当)

J181228Y2

02 太平洋SOGO商標権紛争、台北地方裁判所が太平洋崇光公司董事長に無罪判決

遠東グループ(Far Eastern Group)が太平洋崇光百貨股份有限公司*(Pacific SOGO Department Stores Co., Ltd.、以下「太平洋崇光公司」)の経営権を引き継いだ後、「太平洋 SOGO device」商標の権利を巡って紛争が発生した。豊洋興業股份有限公司(Pacific Department Store Co., Ltd.、以下「豊洋公司」)。太平洋建設によって設立され、略称は「太平洋百貨」)は、太平洋崇光公司の黃晴雯董事長と汪郭鼎松総經理が「太平洋 SOGO device」商標を違法に使用したとして告訴し、検察官は両名に対する公訴を提起していたが、台北地方裁判所は 2018 年 12 月に両名に対する無罪判決を下した。

(* : 太平洋崇光百貨股份有限公司は 1986 年太平洋建設股份有限公司 (Pacific Construction Co., Ltd.、以下「太平洋建設」) と日本の株式会社そごう (Sogo Co., Ltd.、現在は株式会社そごう・西武) の合併で設立され、その後コーポレート・アイデンティティが「遠東 SOGO」と変更されているが、社名は変更されていない。)

起訴状において以下のように指摘されている。そごうが所有する「太平洋 SOGO device」商標に対して豊洋公司が知的財産局に無効審判を請求し、2014 年 10 月 9 日に知的財産局から該商標は「太平洋 PACIFIC」商標に類似しているという理由で「百貨店；スーパーマーケット；ショッピングセンター...」等一部の役務指定を取り消された。経済部は 2015 年 7 月 13 日に訴願決定書を以て原審決の結果を維持した。黃晴雯董事長と汪郭鼎松総經理は「太平洋 SOGO device」商標の一部の役務がすでに取り消されているのを知りながら、2015 年 7 月からも該商標を看板、広告グッズ、レシート、ショッピングバッグ、会社サイト等の商品又は役務に使用し続けており、両者の行為は商標法に違反している。

判決書では、太平洋崇光公司は 1987 年には看板に「太平洋 SOGO device」商標を営業上の標識として使用しており、該商標はすでに 30 年にわたって使用されていること、並びに「太平洋 SOGO device」商標は「太平洋 PACIFIC」商標の登録出願日以前に 10 余年にわたってすでに使用されており、其商標の知名度と百貨店の営業規模は「太平洋 PACIFIC」商標及び太平洋百貨をはるかに超えており、消費者に誤認混同を生じさせる不正競争の意図はなく、善意の先使用に該当することが指摘された。

さらに「太平洋 SOGO device」商標は無効審判を通じて一部の役務の登録が取り消された後、そごうは手続きを踏んで行政訴願、行政訴訟等を提起していたが、(太平洋崇光公司が上記取消しの)確定を知らされたのは 2017 年 3 月になってからだった。太平洋崇光公司は該商標の終局判決を受けて、対外的にすべての「太平洋」の文字を「遠東」という文字に変更することを決議し、2017 年 9 月にはコーポレート・アイデンティティ(CI)を「遠東 SOGO」に変更している。このため、黃晴雯董事長と汪郭鼎松総經理には商標権侵害の犯意はなかったと認められ、無罪判決が下された。(2018 年 12 月)

J181220Y2

03 「誠品」商標を広告に掲載、広告主に179万余新台湾ドルの賠償命令

台北市に住む被告の簡〇〇が民泊仲介サイト「Airbnb」に「ModernHome 誠品生活寓所 Eslite Life Residence」、「ModernHome 東區誠品寓所 DongQu Eslite Residence」、「ModernHome 誠品書店寓所 Eslite Bookstore Abode」等のタイトルで宿泊、部屋予約の広告を掲載し、臨時の民泊サービスを提供した。2017年7月に誠品股份有限公司（The Eslite Corporation、以下「誠品公司」）がこれを発見して商標権侵害で告訴していた。先日、知的財産裁判所は被告に179万余新台湾ドルの賠償金支払いを命じる判決を下した。

誠品公司によると、簡〇〇は「誠品」、「誠品行旅 eslite hotel」が同社の重要なブランドであり、それが著名商標であることを明らかに知りながら、同意を得ずに無断でそれら商標を「民宿、旅館、民泊」等の役務に使用し、これは不当に同社が長年にわたり努力してきた経営の成果と取引上の信用にただ乗りするものであり、誠品公司は損害を被ったとして、告訴を提起した。

被告は、使用した「誠品」等の中国語はいずれも簡体字であり、「誠品」、「誠品行旅 eslite hotel」商標とは異なり、しかも3ヶ所の所在地は誠品書店敦南店がある仁愛ロータリーの付近に位置し、誠品等の関連の文字は地理的位置を説明するものにすぎず、記述的な公正使用に該当すると抗弁した。

知的財産裁判所は判決書において、被告が「誠品」、「Eslite」等の文字を商標として使用したこと、「誠品」、「誠品行旅 eslite hotel」商標と類似を構成し、さらには称呼と観念も同じであり、また「民宿、旅館、民泊」等の同じ役務区分に使用しているため、消費者に誤認混同を生じさせ、商標権侵害の行為を構成しており、被告に179万余新台湾ドルの賠償金支払いを命じる判決を下した。本件はさらに上訴できる。（2018年12月）

J181227Y4

04 公平法違反で350万新台湾ドルの課徴金、大潤発が行政訴訟で敗訴

大潤発流通事業股份有限公司（RT-MART International Ltd.、以下「大潤発」）は2018年2月23日に電子メールとLineグループで、ティッシュペーパー値上げの情報をマスコミに配布したため、公平交易委員会（訳注：公正取引委員会に相当）は大潤発がニュースリリースで不実な販売促進を行い、公平交易法（訳注：不正競争防止法や独占禁止法に相当）第25条規定に違反したとして、350万新台湾ドルの課徴金を課した。大潤発は課徴金を不服として行政訴訟を提起していたが、台北高等行政裁判所は請求を棄却した。本件はさらに上訴できる。

判決書によると、大潤発はティッシュペーパー値上げに関する確定情報を得ておらず、値上げの幅と時期を確認していない状況において、独断で対外的に「ティッシュペーパー30%の大幅値上決定」というニュースリリースを配布して値上げ時期を確定し、さらにニュースリリースの中でティッシュペーパーのセールについて言及していたため、大潤発は不実な販売促進の手段を以て、故意に消費者を誤導した状況があったと認定された。

裁判所は、大潤発が配布したニュースリリースはティッシュペーパー市場の取引秩序に影響するに足るもので、原処分及び行政訴願決定に誤りはなく、大潤発による取消請求には理由がないため、棄却すべきであると判断した。（2018年12月）

J181206Y5

05 清華大学が驚異のナノアンテナを開発、高効率で水から水素エネルギーに転換

国立清華大学（National Tsing Hua University）材料科学工程学科（Department of Materials Science and Engineering）嚴大任（Yen Ta-Jen）教授の研究チームが、従来の水分解効率が低いという課題を解決した。プラズモニック・ナノアンテナを二層構造の二硫化モリブデン（MoS₂：水分解反応の触媒）と組み合わせることで水素製造効率を30倍近く高めることに成功。この研究成果は世界トップレベルのエネルギー学術誌「Advanced Energy Materials」に掲載され、その表紙を飾った。

厳教授によると、水素発生の効率を高めるためのキーポイントは2つあったという。先ずは、

ナノアンテナのデザインを好適化することで、極めて強力な四重極子共鳴を有するプラズモンを得ることができた。次に、大面積の二硫化モリブデンを使用することで、実用化に有利となったという。この研究は将来量産化と実用化に向けて発展し、グリーンエネルギー産業で利用されることになるだろう。（2018年12月）

台灣知的財產權関連判決例

01 専利権関連

■ 判決分類：専利権

I 専利法第 99 条「立証責任の転換」適用の前提要件

■ ハイライト

上訴人康泉生物科技股份有限公司 (CANYON BIOTECHNOLOGY CO., LTD.、以下「上訴人」) は特許「低硝酸野菜及びその栽培方法（原文名：低硝酸蔬菜暨其栽培方法）」（以下、「係争特許」）【訳註 1：知的財産局検索サイトによると第 I298015 号特許の発明の名称は「低硝酸鹽蔬菜暨其栽培系統及方法(LOW NITRATE VEGETABLES AND ITS CULTIVATION SYSTEM AND METHOD)」となっているため、下線部分が脱落していると思われる】の特許権者であり、上訴して被上訴人太平洋崇光百貨股份有限公司 (PACIFIC SOGO DEPARTMENT STORES CO., LTD.、以下「被上訴人」) が経営するスーパー・マーケットにおいて複数回にわたり「低硝酸塩」という性質を表示した野菜を購入できたこと、低硝酸塩という性質を有する野菜は自然に成長した野菜ではなく、係争特許が低硝酸塩野菜を生産する唯一の方法であるため、被上訴人が販売する低硝酸塩野菜に係争特許の方法発明が使用されたと推定されること、さらに被上訴人が上訴人の警告書を受け取った後に「低硝酸塩」の係争製品 1 及び係争製品 2 を販売し続けたことから、明らかに被上訴人が故意に係争特許を侵害していることがわかることを主張し、損害賠償と新聞への謝罪文掲載を請求した。被上訴人は、係争製品は特許の範囲に含まれておらず、権利侵害の故意又は過失がなく、上訴人はそれが受けた実際の損害額も立証していないと抗弁した。

知的財産裁判所は、本件に専利法（訳註：特許法、実用新案法、意匠法に相当）第 99 条の立証責任の転換は適用されず、上訴人は係争製品が係争特許を侵害していることについて積極的な証明を行っていないため、上訴人敗訴の判決を下した。その見解は以下のとおりである：

専利法第 99 条第 1 項には「製造方法に係る特許により製造された物が、その製造方法の特許出願前に国内外において見られなかったものであるときは、他人が製造した同一物はその特許方法によって製造されたものと推定する」と規定されている。被上訴人が提出した被告証拠 4 は、2004 年「浙江農業学報」に公開された「低硝酸塩葉菜類野菜の水耕栽培技術研究」という論文であり、その公開日は係争特許の出願日よりも早く、係争特許の先行技術であり、係争特許で請求されている方法が明確に開示され、野菜の硝酸イオン含有量を 450ppm 未満とする【訳註 2：係争特許請求項 2 に「硝酸態窒素含有量を 450ppm 未満にする」という要件が含まれており、係争特許明細書には「硝酸イオン濃度 = 硝酸態窒素濃度 × 4.43」という記載があるため、ここの「硝酸イオン」は「硝酸態窒素」の誤記と思われる】ことができる。よって係争特許が限定した製造方法によって得られた物が、その製造方法の特許出願前に国内外で見られなかったものではないため、当然ながら専利法第 99 条第 1 項規定を適用する余地はない。このため、本件は専利法第 99 条第 2 項の立証責任転換が適用されない。

上訴人は購入して得られた係争製品 1 が「硝酸態窒素の含有量が 450 ppm 未満」という係争特許に係る技術的特徴を有することを立証していない。さらに上訴人が係争特許を出願する前に、世界には多くの低硝酸塩野菜の栽培方法が存在しており、上訴人は係争製品 1 と係争製品 2 が係争特許で限定されている生産工程を使用していることを立証していない。よって上訴人の主張及び証拠はいずれも係争製品が係争特許を侵害している事情があると証明するに足りない。

II 判決内容の要約

知的財産裁判所民事判決

【裁判番号】106年度民専上字第23号

【裁判期日】2018年1月25日

【裁判事由】専利権侵害の財産権に係る紛争等

上訴人 康泉生物科技股份有限公司 (CANYON BIOTECHNOLOGY CO., LTD.)

被上訴人 太平洋崇光百貨股份有限公司

(PACIFIC SOGO DEPARTMENT STORES CO., LTD.)

兼法定代表人 黃〇〇

参加人 羽歲企業股份有限公司 (KINGMEX INTERNATIONAL CO., LTD.)

上記当事者間における専利権侵害の財産権に係る紛争等事件について、上訴人は2017年4月25日当裁判所105年度民専訴字第76号第一審判決に対して上訴を提起し、当裁判所は2018年1月11日に口頭弁論を終え、次のとおり判決する。

主 文

上訴を棄却する。

第二審訴訟費用は上訴人の負担とする。

一 事実の要約

上訴人はわが国第 I298015 号特許「低硝酸塩野菜及びその栽培のシステム及び方法（原文名：低硝酸蔬菜暨其栽培系統及方法）」（以下、「係争特許」）の特許権者であり、2013年から2014年までの間、被上訴人の会社が経営するスーパーマーケットの野菜販売陳列棚において複数回にわたり低硝酸塩野菜を購入し、上訴人はその中の「綠舍天地」と印刷されたビニール袋内に包装され各種「低硝酸塩」という性質が表示された野菜（以下、「係争製品1」）並びに「低硝酸塩」と表示された宣伝チラシが推薦する各種箱詰め野菜（以下「係争製品2」）はいずれも係争特許の請求項1と請求項2の特許権の範囲に含まれており、2016年に被上訴人にこの事を書面で通知し、被上訴人はなお販売し続けたため、権利侵害は故意であると認めた。

上訴人は、被上訴人は係争製品2の販売を否認しているが、それはスーパーマーケットと被告知者である庭茂農業生技股份有限公司 (TINGMAO AGRICULTURAL BIOTECHNOLOGY CO., LTD.、以下「庭茂公司」)との契約により、係争製品2を販売する専用コーナーを提供しており、たとえ直接的に侵害していないくとも、間接侵害という法的責任を免れることは難しいと主張し、専利法第58条、第96条、第97条及び民法第195条規定により、先ずは最低金額を以て損害賠償を請求するとともに、新聞への謝罪文掲載による名誉回復を請求した。

被上訴人は、上訴人は別件で被告知者庭茂公司に対して直接特許権侵害訴訟を提起し、敗訴判決をすでに受けており、上訴人の係争特許権を侵害していないといえると抗弁した。さらに被上訴人がサプライヤ、即ち参加人から係争製品を調達した時、すでに係争製品1が専利法に違反していないことを保証するよう承諾することを要求しており、その調達され売り場で転売される係争製品1に特許権侵害があるか否かについて合理的で必要な防止措置をすでに採っている。被上訴人は単に参加人から野菜を調達しただけで、応用される特殊なシステム、方法で栽培することを指定しておらず、またそれが低硝酸塩野菜であることも要求しておらず、それらの野菜の硝酸塩含有量【訳註3：係争特許明細書「先行技術」に「硝酸態窒素(NO₃-N)は一般的に硝酸塩と呼ばれている」という記載がある】が450ppm未満であることを要求していないことは言うまでもなく、被上訴人が上訴人の係争特許を侵害する主觀的な故意はなかった。さらに、被上訴人は2016年5月16日に上訴人から権利侵害を知らせる書簡を受け取った後、すぐに参加人が供給する係争製品1を生鮮食品売り場から撤去した。

上訴人はSOGO復興店「City'Super」スーパーマーケット内の美蔬菜厨房 (NICE GREEN) で係争製品2を購入したが、美蔬菜厨房は被告知者がSOGO復興店「City'Super」スーパーマーケットの売り場内に設置した店舗であり、野菜及び料理を提供している。被上訴人は被告知者に美蔬菜厨房でどのような特定の商品を販売するかを指定しておらず、そして上訴人が2016年8月20日に係争製品2を購入して、被上訴人にその特許権侵害の故意又は過失があると主張したことは、明らかに理由がない。

参加人は、上訴人の係争特許の範囲によると、参加人がどの部分に違反しているのか不明で

あること、また係争特許が人工光照射を強調しており、元来自然光を使用し、自然光不足の状況において人工光を使用し、その人工光照射設定の範囲は高効率水銀灯で、サーチライトに属する。ただし、参加人が通常使用するのは LED ランプであり、自然光で栽培する野菜ではなく、係争特許の特許請求の範囲は栽培床とランプの使用だけであること、さらに上訴人がいうところの低硝酸塩野菜は、すでに多くの方法で栽培されており、参加人は上訴人の方法を使用して低硝酸塩野菜を栽培していないことを、補充陳述した。

二 両当事者の請求内容

(一) 上訴人の請求 :

- 1.原判決を破棄する。
- 2.上記破棄部分について、被上訴人 2 人は連帯で上訴人に対し少なくとも 20 万新台湾ドルを賠償するとともに、訴状副本送達の翌日から支払い済みまで年 5 部の割合による金員を支払うよう請求する。
- 3.被上訴人 2 人は判決確定日から 30 日以内に中国時報、聯合報、自由時報、蘋果日報等大手新聞社 4 社が発行する全国版朝刊第一面に、半面の版面を以って 3 日連続で謝罪文を掲載しなければならない。掲載の内容は「謝罪者である太平洋崇光百貨股份有限公司のスーパー マーケットは長期にわたって摸倣低硝酸塩野菜を販売して、康泉生物科技股份有限公司の『低硝酸塩野菜及びその栽培のシステム及び方法』特許権を侵害し、適法な低硝酸塩野菜の購入という消費者の権益に損害を与えたため、康泉生物科技股份有限公司及び摸倣低硝酸塩野菜を購入したことがある消費者に対して新聞において公に謝罪をするものである」とし、フォント及び色は標準ゴシック体、真紅とし、字体は 3 平方センチメートルより大きく、レイアウトは横長で、左から右へ、上から下へ排列し、半面の中に均等に分配しなければならない。
- 4.第一審及び第二審の訴訟費用は被上訴人の負担とする。

(二) 被上訴人の請求 :

- 1.上訴を棄却する。
- 2.これまでの訴訟費用は上訴人の負担とする。

三 本件の争点

- 1.係争製品 1 は係争特許請求項 1 の特許権の範囲に含まれるのか。
- 2.係争製品 1 は係争特許請求項 2 の特許権の範囲に含まれるのか。
- 3.係争製品 2 は係争特許請求項 1 の特許権の範囲に含まれるのか。
- 4.係争製品 2 は係争特許請求項 2 の特許権の範囲に含まれるのか。

四 判決理由の要約

(一) 係争特許の特許請求の範囲

係争特許の許可公告における特許請求の範囲は合計 9 項目あり、そのうち請求項 1 及び請求項 2 が独立項であり、その他は従属項である。上訴人は侵害されていると主張する係争特許の請求項 1 と請求項は次のとおりである。

請求項 1: おもに 1 つの栄養液供給及び回収システム(1)及び 1 つの水耕栽培区(2)からなり、そのうち前記栄養液供給及び回収システム(1)には、1 つの栄養液貯蔵タンク(11)、1 つの灌漑水貯蔵タンク(12)、1 つの栄養液加圧ポンプ(13)、1 つの栄養液回収ポンプ(14)、1 つの栄養液調整ポンプ(15)、1 つの EC/ph 値検知及び制御装置(16)、1 つの UV 紫外線殺菌灯(17)、1 つの精密フィルター(18)が含まれ、

前記水耕栽培区(2)には、1 つの栄養液供給管(21)、1 つの多孔水耕栽培管(22)、1 つの栄養液回収管(23)及び 1 つの人工光照射強化設備(24)が含まれることを特徴とする「低硝酸塩野菜の栽培システム」。

請求項 2: 1 シリーズの野菜を水耕栽培区に植え、前記 1 シリーズの野菜が生長するのを待って、収穫日前の特定の期間に栄養液供給中断法に合わせて栄養液を回収し、清水のみを供給して、1 シリーズの野菜に光合成という自然法則を利用させ、有効に株内に溜まっている硝酸態窒素を消費（転化）させ、前記 1 シリーズの野菜株内の硝酸態窒素含有量を 450ppm 未満にすることを特徴とする「低硝酸塩野菜の栽培方法」。

(二) 専利法第 99 条の適用はない

1. 上訴人は、低硝酸塩という性質を有する野菜は自然に生長した野菜ではなく、係争特許は野菜の硝酸イオン含有量【訳註 4：訳註 2 と同様】を 450ppm 未満とすることができる、低硝酸塩という性質を有する野菜を生産できる唯一の方法の特許であり、専利法第 99 条第 1 項により被上訴人が販売する低硝酸塩という性質の野菜は係争特許の方法発明を使用していると推定できると主張している。しかしながら調べたところ、被上訴人 2 名が提出した被告証拠 4 は、2004 年「浙江農業学報」に公開された「低硝酸塩葉菜類野菜の水耕栽培技術研究（原文：低硝酸鹽葉菜類蔬菜水培技術研究）」という論文であり、その公開日は係争特許の出願日（2006 年 6 月 8 日）よりも早く、係争特許の先行技術である。被告証拠 4 には係争特許の請求項 2 で請求される方法が明確に開示されており、しかも野菜の硝酸態窒素含有量を 450ppm 未満とすることができます。
2. 上訴人はさらに「被告証拠 4 と係争特許は異なる方法である。主に係争特許の設備には水耕栽培区及び人工光照射設備が含まれ、光合成という自然法則を利用して、野菜の硝酸態窒素含有率が 450ppm 未満になるよう強制する。そして被告証拠 4 の研究内容は、主に窒素元素の減量供給であり、確かに人工光照射設備が欠けており、被告証拠 4 のシステム、設備及び方法は係争特許を全く異なることを証明でき、係争特許の方法とは異なるカテゴリーに分類されるべきである」との主張を繰り返している。しかしながら、係争特許の請求項 2 で限定される方法には、上訴人が主張する人工光照射設備が含まれず、「栄養液供給中断法に合わせて栄養液を回収し、清水のみを供給する」ことのみが含まれ、前記方法と被告証拠 4 で開示される方法はいかなる違いもない。況して押収国家の多くが野菜の硝酸イオン含有率に対して定めている基準は 2,000～3,000 ppm 以下であり、中国大陸が野菜の硝酸イオン残留量に対して定める基準については、硝酸態窒素含有量が 450ppm 以下（硝酸イオン含有率に換算すると約 1993.5ppm 未満）と定められており、硝酸態窒素の含有量が 450ppm 未満の野菜は、前記製造方法の特許が出願される前に国内外で見られなかったものではない。
3. 被上訴人はすでに被告証拠 4 を提出して立証しており、係争特許の請求項 2 が限定する製造方法で製造された物が、その製造方法の特許出願前に国内外で見られなかったものではないことを証明するのに足り、専利法第 99 条第 1 項規定を適用する余地はない。よって本件は専利法第 99 条第 2 項の立証責任転換は適用されない。
4. さらに、係争製品 1 には低硝酸塩という表示があるが、その硝酸態窒素の含有量が 450ppm 未満でなければならないとは表示しておらず、また係争製品 1 はすでに市場で販売され、上訴人が入手しているが、上訴人は係争製品 1 の硝酸態窒素の含有量について検査しておらず、係争製品 1 の硝酸態窒素の含有量が確かに 450ppm 未満であることを証明していない。よって、上訴人は係争製品 1 の硝酸態窒素の含有量が確かに 450ppm 未満であることを積極的に証明していない。したがって係争製品 1 が硝酸態窒素の含有量 450ppm 未満の野菜であることには疑義があり、さらに係争製品 1 が係争特許請求項 2 で限定された方法で製造されたと推定できるかについては言うまでもない。

(三) 係争製品は係争特許の特許権の範囲には含まれない

1. 係争製品 1 は係争特許請求項 1 の特許権の範囲には含まれない：

係争製品 1 の「低硝酸塩野菜：閉鎖型環境制御 LED 植物工場が専門に生産栽培」の内容（原告証拠 5）は、係争特許請求項 1 の要件番号 1A 及び要件 1E の部分的な技術的特徴を読み取れるだけなので、係争製品 1 は係争特許請求項 1 の文言上の範囲に含まれない。係争製品 1 は係争特許請求項 1 で請求されているシステムにおける要件を表示しておらず、即ち係争製品 1 は係争特許請求項 1 で請求される要件とは同じではなく、権利一体の原則を満たしておらず、かつ均等論が適用されないため、係争製品 1 は係争特許請求項 1 の特許権の均等の範囲に含まれない。

2. 係争製品 1 は係争特許請求項 2 の特許権の範囲には含まれない：

係争特許請求項 2 を係争製品 1（原告証拠 5）と対比分析すると、係争特許請求項 2 の要件番号 2B、要件番号 2C、要件番号 2D はいずれも係争製品 1 に開示されていない。係争製品 1 からは係争特許請求項 2 の全ての技術的特徴を読み取みとれるというものではない。よって原告証拠 5 が開示する係争製品 1 は請求項 2 の文言上の範囲に含まれない。原告証拠 5 に開示される係争製品 1 には係争特許請求項 2 で請求される方法等の技術的特徴要件が欠けており、即ち係争製品 1 と係争特許請求項 2 で請求される要件は同じではない。

い。これにより、係争製品 1 は係争特許請求項 2 の全ての技術的特徴を含んでいるというものではなく、権利一体の原則を満たしておらず、かつ均等論が適用されないため、原告証拠 5 に開示される係争製品 1 は係争特許請求項 2 の特許権の均等の範囲に含まれない。

3. 係争製品 2 は係争特許請求項 1 の特許権の範囲には含まれない：

原告証拠 15（係争製品 2 の広告チラシ）から係争特許請求項 1 で限定される要件番号 1B、要件番号 1D、要件番号 1E を読み取ることができないため、係争製品 2 は請求項 1 の文言上の範囲に含まれない。原告証拠 15 広告チラシにおける被上訴人が販売する野菜の生産工場は係争特許請求項 1 で請求されるシステムの技術的特徴要件を開示していないため、係争製品 2 には係争特許請求項 1 の 1 個以上の技術的特徴が欠けており、即ち係争製品 2 は係争特許請求項 1 で請求される要件は同じではなく、権利一体の原則を満たしておらず、かつ均等論が適用されないため、係争製品 2 も係争特許請求項 1 の特許権の均等の範囲に含まれない。

4. 係争製品 2 は係争特許請求項 2 の特許権の範囲には含まれない：

原告証拠 15 から被上訴人が係争特許請求項 2 で限定される要件番号 2C を使用していると読み取ることはできず、要件番号 2D の一部の特徴も完全に読み取ることができない。上訴人は係争製品の生産方法を積極的に証明しておらず、原告証拠 15 の広告チラシはなお、係争製品 2 が係争特許請求項 2 の文言上の範囲に含まれることを証明するには足りない。係争製品 2 には係争特許請求項 2 で請求される方法等の技術的特徴要件が欠けており、その要件は同じではない。これにより、係争製品 2 は係争特許請求項 2 の全ての技術的特徴を含んでいるというものではなく、権利一体の原則を満たしておらず、かつ均等論が適用されないため、係争製品 2 は係争特許請求項 2 の特許権の均等の範囲に含まれない。

(四) 以上をまとめると、上訴人の主張及び証拠は係争製品 1,2 が係争特許請求項 1,2 を侵害していると証明するには足りない。まさに係争製品 1,2 が係争特許請求 1,2 の特許権の範囲に含まれ、係争特許を侵害している等とする上訴人の主張は採用できない。したがって、上訴人が前記規定によりその原審の請求の趣旨第 1 項、第 2 項に示されるとおり請求することには理由がなく、棄却すべきである。また原告の訴えがすでに棄却されたため、その仮執行宣言申立てもその依拠を失い、併せて却下している。原審がなした上訴人敗訴の判決、並びに仮執行宣言申立ての却下は法に合わないところはない。上訴の趣旨において、原判決が不当であるとして破棄自判を請求することには理由がなく、棄却すべきである。

以上の次第で、本件上訴には理由がなく、知的財産案件審理法第 1 条、民事訴訟法第 449 条第 1 項、第 78 条により、主文のとおり判決する。

2018 年 1 月 25 日

知的財産裁判所第一法廷

裁判長 陳忠行

裁判官 林洲富

裁判官 曾啓謀



台灣國際專利法律事務所

事務所:

台灣10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 · Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 · Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際専利法律事務所

© 2019 TIPLO, All Rights Reserved.